

Ⅲ. 自由研究

イギリス教育行政構造の転換 — M. G. Hughes 教授の所説を手掛かりとして —

筑波大学大学院 水 本 徳 明

I イギリスにおける教育行政構造の転換

本論文は、Hughes 教授の「イギリスの教育行政—関係構造の変容に関する事例研究」を手掛かりとして、イギリス教育行政の転換構造についての考察を行うものである。

イギリスではおよそ 1970 年代半ばから、教育行政制度の改革が多面的に展開されてきている。主なものを挙げれば、1974 の地方自治制度改革による地方教育行政単位の広域化と地方行政への統合方式の導入⁽¹⁾、1980 年教育法による学校理事会制度改革⁽²⁾、教育科学省 (DES) や学校協議会等による教育課程国家基準策定の推進、マンパワー・サービス委員会 (MSC) による職業教育訓練諸施策の展開⁽³⁾ などである。また、とくに 1979 年のサッチャー政権成立以来、教育費の大幅な削減が行われてきたこともよく知られている。これらを通じて、イギリス教育行政はその特質とされたパートナーシップ構造を転換させてきたが、このことは、この転換の要因は何なのか、新たな教育行政の構造はどのような特質と原理に基づいているのか、といった基本的な研究上の課題を提起し、実際イギリスばかりでなくわが国においても、多くの研究がなされてきている。

即ち、イギリス教育行政の構造転換は、その転換の構造を解明するという課題を提起したのであり、Hughes 教授の論文はその課題に正面から取り組んだものと言える。論文の前半において Hughes 教授は、イギリス教育行政における中央政府、地方当局、学校と継続教育機関という三者の関係について説明し、それを次のように総括している。即ち、「中央政府と地方当局との関係は、継続的な、相互適応の状態でのチェック・アンド・バランスによって管理されている」。また地方教育機関との関係においては、「伝統的に、専門家としての教師と学校の自律性が尊重されている。ただし、この自律性は相対的なものであり、その本質は常に再定義されている」。そして、「中央政府と教師との関係においては、教育の内容・方法に関する事項に対して国家の関与が増大してきている」。

そして、これらの総体を「システムの諸部分が限定的、不明確で弱い繋がりを持つような、ある程度の相互関係にある」loosely coupled system として把握している。さらに、loose coupling モデルから「諸資源が不足してくると、システムの結合パターンは強化される」という法則性を援用して、「システムの結合関係の強化とは、経済的制約やその他の環境諸要因が教育システムへの影響力を増すなかで、イギリス教育行政においてここ 10 年程の間に起こったことである。」と、捉

えている。そして論文の後半で、その具体的態様を教育課程行政及び教育費の会計検査という二つの事例から明らかにしているのである。

さて、本論文では、Hughes 教授の論点に従いつつ、次のように考察を進めたいと思う。まず第一に、教育課程行政の問題、特に国家関与の問題を教育の質の問題と関わらせて考察する。教育課程への国家関与を招来する基本的な要因は、公教育において一定の質、一定の水準を維持しようとする社会的要請を国家が引き受けることにあると考えられるからである。第二に、教育財政の問題を教育行政の効率化という観点から考察する。いうまでもなく、逼迫した国家財政下における教育費の問題は、単にそれを削減すれば解決するのではなく、より効果的な教育目的の実現のために教育行政を効率化することを求める。この教育行政の効率化が、イギリスでどのような構造をもって進められて来ているのか考察する。そして、最後に以上の二点を踏まえて、イギリス教育行政の転換構造を、現代公教育における教育の質の維持・向上とその効率化との均衡の問題として位置づけ、その特質を明らかにしたい。

II 教育の質と教育課程行政

(1) 教育の質－その実像－

イギリスにおいて教育課程への国家関与の動きが顕在化したのは、1976年のキャラハン首相演説やDESの黄書、及び同年から翌77年春にかけて行われた「教育大討論」とその総括的文書「学校における教育」等を通じた、学校教育批判を契機としていることはよく知られている。ただし、学校教育に対する批判は有名な「教育黒書」によって、すでに1960年代末からなされてきた。しかし、政府がそれを正面から論じるようになったのは、1970年代後半以降であると言えよう。そして、それ以後現在に至るまで学校教育の問題とされてきたのは、その質であるということができる。ここではまず、イギリス学校教育の質として問われているものは一体何なのかを、三点に整理したいと思う。

第一点は、学力水準の低下である。「教育黒書」の論者達が批判したのは、初等教育における進歩主義の発展と中等教育のコンプリヘンシブ化による学力水準の低下であった。⁽⁴⁾実際に学力水準が低下したか否かは必ずしも明らかではないが、1977年の討議文書「学校における教育」でDESは次のように述べている。「劣悪化が生じているという見解が公表されている。とくに条件の悪い都市地域では、初等、中等学校教師の転職率が近年高いために、高い水準を達成することは疑いもなく困難になっている」⁽⁵⁾。また、「現在の水準を維持するだけでは不十分である。国家全体と同様、学校は将来の発展し変化する要求に対応しなければならない」⁽⁶⁾とも述べている。

ここからも分かるように、教育水準については言わばその絶対的なレベルが問題とされているのではなく、現代社会が要請するレベルに達しているか否かが問題とされているのである。1985年の教育白書「ベター・スクールズ」でも、「政府は、他国との比較においてばかりでなく、生徒達的能力という面からしても、また21世紀の世界に適応していくために青少年に求められる水準と

いう面からしても、現在の一般的水準は決して満足すべきものではない」⁽⁷⁾と述べている。

従って第二に、学校教育に求められる教育の質とは、今日のイギリス経済が要請する労働力としての質であると言うことができる。イギリス経済の長期的停滞、所謂イギリス病は、「これまで職業訓練が比較的軽視されてきており、また科学技術教育に立ち遅れがみられるという意味で教育制度に欠陥がある」という点に一つの原因があるとされている。⁽⁸⁾産業の要請に対応した労働力を形成することは、前労働党政権からの政策課題であるが、1980年代に入って急速に上昇した失業率、とくに若年労働者の失業率の上昇に対応して、現サッチャー政権下ではそれが緊急の課題となった。

それを端的に示しているのが、MSCによる諸施策の展開である。特に1983年から実施された技術・職業教育計画（Technical and Vocational Education Initiative, TVEI）は、14歳から18歳の教育課程に影響を与え、「地方教育当局の自律性に対する潜在的脅威」⁽⁹⁾として受け止められた。そして、思想的な面においても「教育制度を通じて、能力の自然な秩序を国家の経済的要求へと同調させることは、国家の任務である」とする考え方は、サッチャー首相の教育政策的立場の核心であると言われる。⁽¹⁰⁾

しかし、第三に、労働力の形成とは単なる技術や知識の教育訓練に限られるものではない。Wattsは雇用に対する教育機関の機能的関係を「選抜、社会化、オリエンテーション、準備教育」の4点に分析しているが、⁽¹¹⁾産業社会のトータルな理解や労働に対する意欲の形成も、労働力形成の本質的な部分をなしていると言える。従って、学校教育に対しても単なる知識や技術の教育ばかりでなく、労働意欲や創造性或いは社会の一員としての責任感の醸成が求められるのである。1986年の職業教育白書は、「国民の潜在能力と創造的能力を活性化するように、人々を動機づける雰囲気が必要である」⁽¹²⁾と指摘している。

さて、1970年代中期以降イギリスで論じられてきた教育の質とは、およそ以上のようなものであると言うことが出来る。改めてまとめれば、それは国民全体に共通に求められる基礎学力、より特殊な職業的知識・技術、そして職業生活の基盤となる労働意欲や責任感等のよりメンタルな要件、を三位一体とした労働力形成を内実としていると言えよう。教育課程への国家関与を中核とした、イギリス教育行政における国家介入の増大は、その必要性に裏付けられたものであり、最近では「新しい職業主義」として捉えられるようになっている。⁽¹³⁾それを踏まえた上で、Hughes教授の論文を参考にイギリスにおける教育課程行政の特質について考察しよう。

(2) 教育課程への国家関与と学校・教師のアカウンタビリティ

DESの文書によって教育課程への国家関与を大まかに跡づければ、まず1978年に視学官から、11歳から16歳までの教育課程の在り方・内容に関する文書として「教育課程11-16」が出されている。そして79年には、地方教育当局の教育課程編成に関する規制・指導・関与等の方式や実態・方針についての報告書「教育課程に対する地方教育当局の体制」が発表され、80年には教育課程基準設定のための協議文書として「学校教育課程の枠組み」が、81年にはその最終段階として「学校教

育課程」と題する文書が公開された。この他にも、DESの通達、視学官による調査報告書、学校協議会の文書等が多数出され、教育課程の国家基準の策定が推進されて来ている。

Hughes 教授は、こうした過程における変化を「国民と政府は、個々の教師の専門的自律性よりも、国家的に合意された枠組みの中での教師のアカウントビリティを重視するようになってきた」と述べている。そして81年の「学校教育課程」を具体的に分析し、地方教育当局にとっても学校にとっても従来の“loose coupling”の結合関係は強化されると指摘し、さらに総括的に次のように述べている。「政府は、教育科学省を通じてより管理的で介入的な役割を果たすようになってきており、地方教育当局と学校を、中央政府のパートナーというよりもその機関とみなすのが適当であるとも思われる。しかしながら、中央集権的な伝統を永く確立してきた国々と比較すれば、この制度にはまだかなりの弛み（looseness）があると言える。」

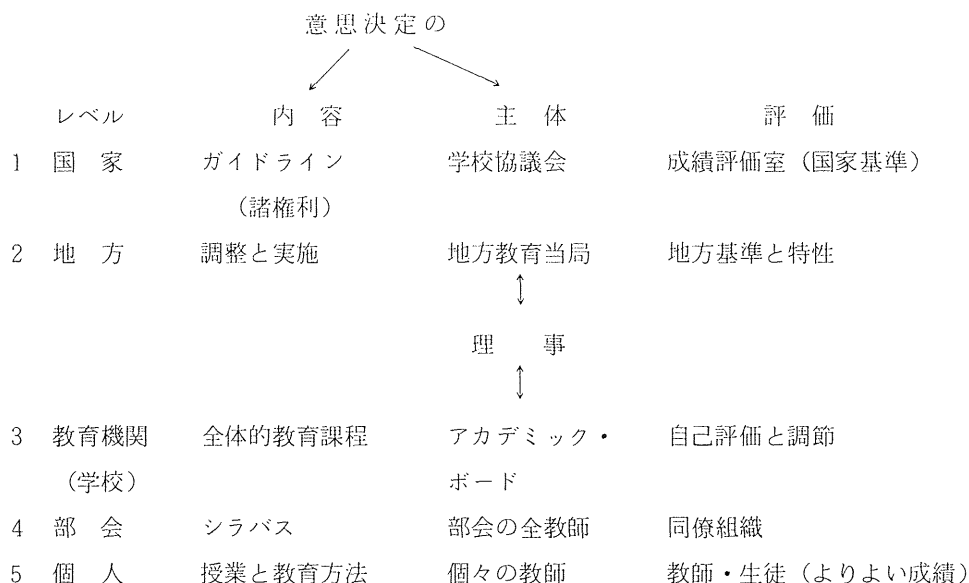
実際、「学校教育課程」の内容は、例えば日本の学習指導要領と比べた場合非常に大まかである。しかし、イギリス教育行政の変容自体の問題としては、教師がアカウントビリティを求められるようになったことは重要な点である。Devlin らは、学校教育に対する批判として最も重要な点は、「学校における教育内容について教師が完全な統制力を持っていることに対する警戒の広まりであった」と指摘している。⁽¹⁴⁾ また Lawton は、教師が国民に対してもっとアカウントブルになるべきだという考え方が広まったことを指摘し、教育行政構造の転換を「パートナーシップ」から「アカウントビリティ」への転換として捉え、「『パートナーシップ』は満足と信頼を意味し、『アカウントビリティ』は不満と不信を意味する」と述べている。⁽¹⁵⁾

権限関係の構造からすれば、パートナーシップが横割的権限配分に基づく構造であるのに対して、教育課程への国家関与は重層的な権限関係構造を意味していると言えよう。学校と教師が社会に目を向け、社会に対してアカウントブルになる、その媒介となるのが政府—地方教育当局—学校と重層化された教育行政構造である。Lawton は、教育課程に関する意思決定の全体構造を次の図のようにまとめている。確かに、学校と教師が社会や国民と接するのは行政を通じてばかりではない。学校理事会もあれば、直接的な父母との接触もある。実際、1980年教育法による学校理事会制度改革は、アカウントビリティの理念に基づくものとも言えよう。しかし、教育課程の国家基準策定の問題に則して言えば、国民の諸意思、諸要求を集約して学校教育へとインプットし、そのアカウントビリティを確認する積極的媒介の役割を、政府が教育行政機構を通じて果たそうとしていることは明らかである。

では、学校と教師が応えるべき社会の教育要求とは何か。それは、基本的に(1)で整理したような現代産業の要請に対応した労働力形成を意味していると言えよう。「学校教育課程」は、「学校教育の内容及び方法が、すべての子どもの可能性を最大限に実現するのに役立つものでなければならない」とする一方、「実際、子どもたちの将来も国の将来も、学校が子どもたちに何をしてやれたかに深くかかわっている。世界経済はますます競争が激しくなり、科学技術の発展、とくにコンピューター科学と情報工学の発展によってますます急速な変化が予想されている。そのなかにあつて

学校教育の質は、今後、これまでよりもますます重要性を増すであろう」と述べている。個々人の可能性の実現と社会の経済的発展を、教育課程において関連、結合させることが求められている、とすることができる。

図 教育課程に関する意思決定の諸段階



Lawton, D., The Politics of the School Curriculum, RKP, 1980, p. 135

Ⅲ 教育の削減と教育行政の効率化

(1) 教育の質の維持・向上と教育費の削減

先にも述べたように、イギリスでは教育費が大幅に削減され、地方教育当局による学校教育の管理運営に少なからぬ困難をもたらしている。とくに、教育費の多くの部分が教職員の人件費であるため、政府からの補助金の削減はそこにしわよせされ、対応に苦慮した地方教育当局は教科書購入予算のための親・住民からの寄付の奨励、教師の定年の早期化、或いは生徒一教師比率の引き上げ等の手段を採っているという。そしてついには、教育サービスが1944年教育法の要求を履行していないという批判が父母から提起されたり、ある校長が「教育水準を維持するのに必要な教科書や設備を購入できないので、本校は1944年教育法に違反している」との意見を公表する、といった事態まで生じている⁽¹⁸⁾。教育費の削減は、教育水準の維持・向上という政府の教育政策目的を圧迫しつつある。

後に考察するように、教育費が豊富であれば教育水準の維持・向上がそれだけ容易になると単純

には言えない。しかし、教育費の削減による財政の安定と教育水準の維持・向上という二つの目的を両立させることは、非常に困難である。ここに、教育行政の効率化という問題が重要性を持ってくるのであるが、Hughes 教授は、監査委員会の報告書の分析を通じて、イギリス政府がこの問題にどう取り組もうとしているかを明らかにしている。とりわけ、Hughes 教授が言及している報告書の内容の内、中等学校の経営管理に関する報告書の勧告は、この点から言って興味深いものである。Hughes 教授が取り上げている 4 点の勧告は、その要旨を次のようにまとめることが出来よう。

- (1) 地方教育当局が、生徒数の減少に伴う学校の統廃合を行うよう奨励するための誘因の必要性。
- (2) 生徒一教師比率によって教員を採用するのではなく、各学校の教育課程と教科外活動に直接関連して必要とされる教員定数によって採用する方式にすること。
- (3) 教育財政に関する学校の権限を拡大し、校長と理事の学校経営についての裁量を拡大すること。
- (4) 個々の学校を評価し、校長の効果的な学校経営を確保すること。そのために、校長の選抜を厳しくし、経営についての現職教育を拡充すること。

これらのことから、教育費を削減しつつ教育水準の維持・向上を図るため、政府が学校の教育課程に教育財政の効果を集中しようとしている姿勢がはっきりと読み取れる。このことはまた、継続教育機関に対する勧告で、「教授に無関係の費用の管理を強化すること」が言われていることから理解できる。そして、そのために学校の経営的な裁量を拡大し、校長の経営能力を高めようとしているのである。Hughes 教授によれば、「教師としての十分な経験が、教育管理職の最も重要で殆ど唯一の必要条件であると、従来考えられてきた」のであるが、今や、教育課程を中心とした経営管理能力が校長や管理職に求められるようになったのである。

こうした学校の役割に対して、地方教育当局は学校の効率的な経営管理を評価する役割、また、校長を初めとした管理職教員の現職教育を充実する役割を期待されている。逆に言えば、教育財政の逼迫下では地方教育当局の裁量幅は実質的に狭められているのであり、教育費の効率的運用ということ、個別学校の具体的レベルでしか期待し得ない状況であるとも言えよう。次に、より広い文脈から、教育財政を中核とした教育行政の効率化における政府、地方教育当局、学校の役割とその相互関係について考察しよう。

(2) 教育行政における市場原理と教育行政の効率化

教育財政の効率化における政府の役割について、まず考察しよう。Hughes 教授が言及している監査委員会の活動に端的に示されているように、教育財政の効率的運用について、地方教育当局に対して政府が積極的に指導助言を行うようになってきているが、それが注目すべき第一の点である。教育白書「ベター・スクールズ」においても、政府は監査委員会報告書にも言及しつつ、地方教育当局による教育財政の効率化について、①生徒数減少への適切な対応、②特殊教育諸学校の合理化、③給食や学校清掃等の業者委託などによる合理化、④教職員人事管理の原則の確立、という

4点に関する見解を示している。⁽¹⁹⁾ 地方教育当局が所与の財源の範囲内で、その有効な運用を図るよう指導助言することが、政府の役割として重要なものになっている。

第二に、補助金政策を通じた効率化であるが、これは財政面に限られず教育行政全体に広範な影響を与えるものと思われる。1960年代以降、イギリスの補助金政策は定率補助による補助金の歯止めない拡大を回避するため、一般補助金化が推進され定着してきた。⁽²⁰⁾ ところが、近年、新たな特別補助金の創設が幾つか図られている。「ベター・スクールズ」によれば、1983—84年度から現職教育補助金制度が設けられた他、政府は更に現職教育に関する新しい補助金制度を導入することを表明している。また、1985—86年度から教育補助金（education support grants）が導入された。⁽²¹⁾ 先に触れた技術・職業教育計画も、MSCからの補助金を受けて地方教育当局が実施するものであり、一種の補助金制度と言えよう。

ところで、これらの補助金政策においては各年度毎の補助金総額が決定されており、政府が一定の基準や条件を設定し、それに対して地方教育当局が計画を策定、申請して、認可されたものが補助金を受ける、という手続きが取られる傾向にある。技術・職業教育計画の場合は、MSCによってまさにこうしたプロセスが取られてきたし、新たに構想されている現職教育補助金についても、「大臣が補助金の条件を規則の中で明確化し、各地方教育当局に現職教育についての情報を提供するように求める予定である」⁽²²⁾ とされている。つまり、補助金政策における基準設定、計画認可手続きを通じて、教育支出への統制を強化することによって、教育財政の効率化が意図されていると言えよう。⁽²³⁾

第三に、政府による地方教育当局及び学校に対する評価活動の強化、ということが指摘できる。監査委員会の活動自体が、すでにそれを意味しているし、技術・職業教育計画等のMSCの諸施策においても、各年度毎の、とくに財政を中心とした評価が重視されている。⁽²⁴⁾ 評価は、第一に指摘した地方教育当局に対する指導助言のためのデータ蒐集としても必要とされるが、第二の補助金政策において基準が確保されていることを確認するためにも必要である。教育財政の効率的運用が教育水準の維持・向上と結び付くことを保障するのが、評価の充実であると位置づけることが出来よう。

次に、このような政策動向に対する地方教育当局及び学校の位置について考察しよう。端的に言えば、地方教育当局と学校に期待されているのは、その教育施策と教育経営の計画化と評価である。とくに、政府の補助金政策に対応して、国家のレベルで設定された基準ないし条件に応じた計画の策定ということが地方教育当局に求められ、学校にはその計画に対する積極的参加が求められている。そして、先にも指摘したように、両者共に教育費の効果的運用について評価機能を充実させる事が求められているのである。

ところで、このような教育財政を中核とした教育行政の効率化の原理は何かということを考えてみるなら、それは教育行政への市場原理の導入であると言える。地方教育当局は特別補助金制度の創設について、強い反対の意向を表明したと言われるし、⁽²⁵⁾ 技術・職業教育計画の発足にも強い懸念を表明した。ところが、技術・職業教育計画への地方教育当局の参加は、非常に積極的

だったのである。1986年の職業教育白書はこの積極性について、「この計画が広範な支持を得ていることを反映している」⁽²⁶⁾と述べているが、この間の事情を理解するには、教育行政における市場原理ということを考える必要がある。Daleは、技術・職業教育計画への地方教育当局及び学校の積極性を説明して、それは補助金のためであるという見解を述べている。即ち、政府の補助金が誘因となって、地方教育当局間あるいは学校間に一種の競争原理が働くようになるのである。そして、この市場的な競争原理が働くのは、教育財政全体が逼迫していることが条件になっていると言えよう。しかも学校にとっては、「このような圧力（学校の自律性に対する市場的な圧力—引用者注）は、生徒数の減少に伴って学校間の競争が激化する中で、一層強くなると考えられる」⁽²⁸⁾。さらにその背景には、親の学校選択権が強化されてきた政策動向が影響を与えていると言えよう。⁽²⁹⁾生徒を確保するための競争が、学校に教育費の確保及び教育水準の維持・向上へ向けての積極的姿勢を取らせているのである。

サッチャー政権の財政政策においては、「民間部門の投資等を刺激するためには、政府部門の経済に占める比重を減らしていくべきだ」という考え方が重要であると言われる。⁽³⁰⁾民間部門に対する政策と教育財政を同一視する訳にはいかないが、市場原理の重視という点では、財政政策の基本的原理が教育財政にも充分反映していると言えよう。「ベター・スクールズ」は、給食などのサービスについて、「これらのサービスを民間部門による提供と厳密に比較することは、それらが可能な限り効率的に運営されているかどうかを検証する最良の手段となるだろう」⁽³¹⁾と述べているが、これも教育行政における市場原理の重要性を指摘したものと理解できる。ただし上で述べてきたことから述べてきたことから分かるように、教育行政に市場原理を導入することは、地方や学校に対する規制を廃止したり緩和することを意味しない。逆に、国家的な基準を設定し、その達成へむけて地方教育当局及び学校を刺激するために市場原理が利用される。そして、このことを通じて教育行政を効率化することが基本的に政府の意図するところであると言えよう。

IV イギリス教育行政の転換構造

本論文では、Hughes教授の論点に従って、イギリス教育行政構造の転換を教育課程への国家関与、及び教育財政を中心とした教育行政の効率化という二つの側面から考察してきた。最後に、その転換がどのような構造をもって進行してきたかをまとめるに当たり、改めてHughes教授がloose couplingモデルから援用している法則性、即ち「諸資源が不足してくると、システムの結合パターンは強化される」という論点に立ち返ろう。

この場合、諸資源の不足とは現実的にはイギリス経済の長期的停滞を意味し、それは直接的にはマネタリズムに基づく財政運営による教育費の削減として現れていた。しかし、経済の停滞は労働力形成という面からする学校教育の質的向上、教育水準の維持・向上という課題を生み、それが教育課程に対する国家関与を要請してきたのである。そして、この両者の政策動向の中で、国家による様々な基準化によって、地方教育当局及び学校へのその影響力が強化され、政府—地方教育当局

一学校の結合関係が強化されてきたのである。

より根本的に考えてみた場合、今日のイギリス教育行政に提起された課題は、教育の質的向上とその効率化の均衡化という非常に困難な課題である。これに対してイギリス政府は、より直接的には教師に対する現職教育の拡充によってその質的向上を図るという政策を示したが、行政制度的には教育行政における基準化・計画化、或いは評価の重視という方法をとってきた。そして、その原理的基礎になったのが学校教育についてのアカウントビリティ論であったと言えよう。

しかし、これらの施策や制度が有効に機能するためには、さらに別の原理が必要とされた。それが即ち、教育行政における市場原理である。設定された基準に対して、地方教育当局と学校を動機づける競争原理を導入すること、それが補助金政策において意図されたことであるとも言える。教育課程への国家関与と言った場合、それは例えば「学校教育課程」などの形で示された教育課程の国家基準のみを意味するのではない。特別補助金制度における基準もまた、教育課程の基準として機能する。確かに、前者が全国的に保障されるべき最低基準としての意味をもつものに対して、後者は補助金を受けようとする限りで求められる基準であるという相違はある。しかし、教育課程の基準性を保障する法制的基盤を持たないイギリスでは、市場原理の動く限り後者の規定力の方が有効に機能するとも言えよう。

そして、市場原理が有効に働くためには、教育財政は緊縮的でなければならない。教育財政を緊縮化しつつ国家的基準を整備することにより、教育行政に市場原理を働かせる。これが、教育財政の安定化と教育の質的向上という目的を実現するために、イギリス政府が採った策であり、そのなかでイギリス教育行政は構造的転換を見せてきた。わが国でも「自由化論」が盛んに論じられたように、⁽³²⁾これは、福祉国家の「危機」に対応した教育行政におけるひとつの実験である。Hughes 教授が指摘しているように、そこにはまだ弛みがあり、日本の教育行政のような中央集権的構造をもたらすとは考えられない。しかし、地方教育当局や学校からの批判も決して少なくないことも確かである。今後、イギリス教育行政がどのような展開を見せるか、注目に値するところである。

注

- (1) 地方自治制度改革に伴う教育行政制度改革については、拙稿「現代イギリスにおける教育行政改革の論理—1970年代の動向に注目して—」『学校経営研究』第6巻 大塚学校経営研究会 1981を参照。
- (2) 1980教育法により、学校理事会に対する父母代表、教師代表の参加が規定された。
- (3) M S Cは、1973年雇用訓練法によって設置された雇用省の行政委員会であり、とくに1980年代に入り積極的な職業教育事業を展開している。
- (4) Cox, C. B. and Dyson, A. E., eds., Black Papers in Education, David-Poynter, 1971, pp. 14, 21
- (5) D E S, Education in Schools : A Consultative Document, HMSO, 1977, para. 3.1

- (6) *ibid.*, para. 3. 2
- (7) D E S, *Better Schools*, Cmnd. 9469, HMSO, 1985, para. 9
- (8) 高川清明「ケインジアン政策の効果と限界」 栗田健 編著『現代イギリスの経済と労働』
お茶の水書房 1985 p. 59
- (9) Brooksbank, K. and Ackstine, A. E. eds., *Educational Administration*, 2nd.ed., Councils
and Education Press, 1984, p. 318

技術・職業教育計画は、14歳から18歳の青少年を対象とした、職業的な資格取得を目的とする4年間のフル・タイムの科学・技術教育計画であり、1983年から発足した。その概要、成立経緯については次の文献を参照。

M S C, *Review 1984: Technical and Vocational Education Initiative*, 1984

- (10) Dale, R., "Thatcherism and Education". Ahier, J. and Flude, M. eds., *Contemporary Education Policy*, Croom Helm, 1983, pp. 242-3
- (11) Watts, A. G., "Education and Employment: the traditional bonds", Dale, R. ed., *Education, Training and Employment: Towards a New Vocationalism?*, Pergamon Press, 1985, pp. 13-20
- (12) DoE and D E S, *Working Together-Education and Training*, Cmnd. 9823, HMSO, 1986, para. 1. 4
- (13) Ranson, S., Tayler, B. and Brighouse, T., "Introduction-A Janus-headed revolution in education and training", Ranson, S. et. al. eds., *The Revolution in Education and Training*, Longman, 1986, pp. 5-7
- (14) Devlin, T. and Warnock, M., *What Must We Teach?*, Temple Smith, 1977, p. 22
- (15) Lawton, D., *The Politics of the School Curriculum*, R K P, 1980, pp. 11-12
- (16) D E S, *The School Curriculum*, 1981, para. 57, 60

この文書は文部省から全訳が刊行されており（教育調査第105号、1981年）、引用はそれによった。

- (17) *ibid.*, para. 2, 4
- (18) Hunter, C. "Education and Local Government in the Light of Central Government Policy", Ahier, J. et. al. eds., *op. cit.*, p. 82
- (19) D E S, *op. cit.*, *Better Schools*, para. 282 (1)-(2)
- (20) 高橋 誠 『現代イギリス地方行財政論』 有斐閣 1987 p. 197
- (21) D E S, *op. cit.*, *Better Schools*, para. 284, 285
- (22) *ibid.* para. 176
- (23) 教育費に対する統制力のないことが、教育科学大臣の常なる悩みの種であったと言われている。
Brooksbank, K. et. al. eds., *op. cit.*, p. 99

- (24) M S C , op. cit., p. 6
- (25) Brooksbank, K. et. al. eds., op. cit., p. 100
- (26) DoE and DES, op. cit., para. 3.3
- (27) Dale , R., “The Background and Inception of the Technical and Vocational Education Initiative”, Dale, R. ed., op. cit., p. 52, 54
- (28) Introduction, Dale, R. ed., op. cit., p. 4
- (29) 1980年教育法により、地方教育当局は、入学時に父母の希望に配慮した方策を示すよう求められ、不服を申し立てる機関を設置するよう義務づけられた。
- (30) 植田和男 「アメリカ・イギリスにおけるマクロ経済政策」 貝塚啓明 他編 『マクロ経済学と経済政策』 東京大学出版会 1983 p. 50
- (31) DES , op. cit. , Better Schools , para. 282 (3)
- (32) わが国の「自由論」は、公教育に市場原理を導入しようとした点で、イギリスの政策動向と共通の思想的基盤に基づいている。しかし、そこでは教育財政を縮少することと同時に、地方や学校に対する諸規制を廃止或いは緩和する方向が示された点で、異なっていると言える。